

保護者のみなさまへ

ひばり認定こども園

## 感染症による「登園停止期間の基準」について

ひばり認定こども園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。医師の診断により、他の園児に感染するおそれなくなりましたら、医師より「登園許可証」に記入していただき、園に提出してください。ただし、●印の付いている感染症については、「登園許可証」に代わる「療養解除届」を保護者が記入し、園に提出してください。

区分	病名	登園停止期間の基準
第1種	・エボラ出血熱 ・クリミア ・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・中東呼吸器症候群(MERS) ・特定鳥インフルエンザ その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	●インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後 <u>3日</u> を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の <u>適正な抗菌薬療法が終了するまで</u>
	・麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 <u>5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</u>
	・風しん(三日はしか)	発しんがなくなるまで
	・水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	・咽頭結膜熱(アデノウィルス感染症)	主要症状がなくなって後2日を経過するまで
	●新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
・髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	・腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-111、O-26 など) ・流行性角結膜炎(はやり目) ・急性出血性結膜炎 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・パラチフス	医師により感染のおそれがないと認めるまで

・次の感染症のときは、一定の登園停止期間は設けられていませんが、症状が重いつきや、そのときの発生状況や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。

・登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

※「登園許可証」の要・不要にかかわらず、疑われる症状がある際は医療機関を受診し、登園開始の目安については医師の指示に従ってください。

第3種 その他	・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑(りんご病) ・ヘルパンギーナ ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・とびひ(感染性膿痂疹) ・アタマジラミ ・RSウイルス ・感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルスなど) など
------------	--

上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています

「登園許可証」及び「療養解除届」の用紙は園にあります。  
または、園のホームページからダウンロードできます。

